別紙

事業ごみの分別・処理について

○ 施設から排出するごみ（事業ごみ）は，「事業系一般廃棄物」，「産業廃棄物」の２種類に分別する。

○ 事業系一般廃棄物は，「リサイクルできる紙類」，「缶・びん・ペットボトル」，「可燃ごみ」の３種類に分別する。

○ 事業系一般廃棄物の処理は，一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた処理業者に委託する。

○ 「リサイクルできる紙類」，「缶・びん・ペットボトル」，「可燃ごみ」用の３種類の袋を地区担当の許可業者から調達し，事業ごみとして回収，リサイクル・処理してもらう。
なお，「リサイクルできる紙類」の分別については，許可業者により取扱いが異なるため，地区担当の許可業者に相談すること。

○「リサイクルできる紙類」は古紙回収業者に引渡すことも可能であり，その場合は新聞，段ボール，雑誌，雑紙，コピー用紙等に分別する。

○ 産業廃棄物は，産業廃棄物の種類毎に分別する。

○ 産業廃棄物の処理は，産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可を受けた処理業者に委託する。

○ 産業廃棄物の処理を委託する際に使用する産業廃棄物管理票（マニフェスト）については，公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを使用する。なお，電子マニフェストを使用できない場合には，紙マニフェストを使用するものとする。